第一号報告　別紙1 「ネガティブチェックリスト」による評価結果

チェック項目	評価結果							評価理由
A.「非政治性」に係るチェック・リストに基づく評価								
1. 公職選挙に係る政治活動への参加・介入　注1)								
1－1　NPOとして、直接的及び間接的に、公職選挙において、候補者のための、または候補者に反対するための、いかなる政治活動にも、参加し、あるいは、介入する活動は行っていない。(IRSのガイドライン1に準拠) 注2) 禁止項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の禁止項目に該当する活動は全く行っていない。
1－2　NPOとして、公職選挙において、候補者のために、または候補者に反対するために、政治運動資金へのいかなる寄付も、これに対する立場についての口頭及び文書によるいかなる公式声明等も行っていない。(IRSのガイドライン2に準拠) 注2) 禁止項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の禁止項目に該当する活動は全く行っていない。
1－3 NPOは、公職選挙とは無関係な活動においても、特定の政党や政治的な立場、政治家、あるいは候補者を、公職選挙の際に支援または反対する効果をもたらすことになる活動を行っていない。 注3) 注意を要する項目	△	△	△	○	△	○	○	「出版・広報宣伝」、「『言論活動等』の実施に必要な諸活動」、並びにコロナウイルスの影響によって事実上の活動が休業していたことから、会員向けフォーラムについては活動を停止していたことから、違反はないと考える。 その他、民主主義を考える事業、北東アジアの平和構築に関する事業、世界の課題解決に向けた事業、ウェブ論壇・海外発信については、特定の政党や政治的な立場、政治家、あるいは候補者を間接的に公職選挙の際に支援または反対する効果をもたらし得る活動を行っている可能性がある。最終評価は、「コンテンツ判定基準方式」における評価に委ねることとする。
2. 公職選挙に向けた有権者教育活動								
2－1　NPOは、有権者を投票に向かわせ、選挙に参加させるための有権者教育活動(一般向けフォーラムの開催や出版などを含む)を行っていない。(IRSのガイドライン3に準拠) 注3) 注意を要する項目	▽	○	○	○	○	○	○	日本の民主主義を考える事業以外では一切の有権者教育活動を行っていない。 同事業については、日本の民主主義自体が機能しているのか、といった問題提起から行っているが、有権者に判断材料を提供することを目指したことから、そこには、有権者教育活動に相当する側面があったといえるが、本年は新型コロナウイルスの影響もあり、具体的な活動は自粛している。
2－1－1 ［2－1について▽の場合］ 有権者教育活動を行う場合、それは特定の政党の名前で、あるいはそれとの関係の下に行われていない。(IRSのガイドライン4に準拠) 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	特定の政党の名前で、あるいはそれとの関係の下に行われていない。
2－1－2 ［2－1について▽の場合］ 有権者教育活動を行う場合、それは、公職選挙における特定の候補者、候補者グループ、あるいは政党や政治的立場を推し、またはこれらに反対することを示唆するものとはなっていない。(IRSのガイドライン5に準拠) 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	左記の項目に該当する活動は全く行っていない。
2－2　NPOは有権者教育活動の一環として、投票者ガイド(一般的に、選挙運動期間中に配布され、候補者全てがさまざまな論点に対してどのような立場を取っているのかについての情報を提供するものを指す)、ないしはこれに相当するものを配布している。(IRSのガイドライン28に準拠) 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の項目に該当する活動は全く行っていない。
2－2－1 ［2－2について▽の場合］ NPOが配布している投票者ガイドないしはこれに相当するものは、公職選挙において候補者を支援ないしは反対する目的で使われてはならない。下記の判定項目に即して判断すれば、NPOはこの禁止事項に触れる活動を行っていないといえる。 ①　投票者ガイドは候補者の立場とNPO組織の立場を比較していないか ②　投票者ガイドは候補者が選出された場合に取り組むべき幅広い論点に触れており、その内容に不平等性はないか ③　投票者ガイドでは論点の解説における中立性に問題はないか ④　投票者ガイドには全ての候補者が含まれ、それぞれの立場について、中立性の面で問題ない形で編纂されているか。(IRSのガイドライン29－35に準拠) 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	禁止項目に該当するものはみられない。
3. NPOのリーダーや理事、並びに職員の政治活動								
3－1　NPOのリーダー(NPOの理事長、あるいは、理事等の役職員のうちその発言がNPOの見解を代表するとみなされるような立場の者)や理事、並びに職員が、NPOの公式な出版物等の媒体あるいは公式の活動等において、特定の政党寄りのコメントを行っていることはない。(IRSのガイドライン9に準拠) 注2) 禁止項目	△	○	○	○	○	○	○	民主主義を考える事業については、エクセレントNPO大賞の表彰事業にとどまっており、先に該当するコメントを行っている事業は認められない。 それ以外は、左記に該当するコメントを行っている事実は認められない。同事業についての最終評価は「コンテンツ判定基準方式」によるそのプロセスの評価に委ねることとする。
3－2　NPOのリーダー(同上)や理事、並びに職員が、NPOの公式な出版物等の媒体や公式の活動等以外の場において行った発言において、特定の政党寄りのコメントが行われ、あるいは、下記3－3のような効果が認められる場合であっても、それがNPOの見方を代表するものではなく、あくまで個人の立場であることが、その状況から明確である。(IRSのガイドライン10に準拠) 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に該当する事項は明確である。
3－3　NPOのリーダー(同上)や理事、並びに職員がNPOの公式な出版物等の媒体あるいは公式の活動等において行っている発言や行動について、それが結果として、公職選挙において、特定の候補者、候補者グループ、あるいは政党や政治的立場を有利にし、またはこれらを不利にするような効果があるとは認められない。 注3) 注意を要する項目	△	○	○	○	○	○	○	左記に該当する効果が認められ得るような発言が行われた事実は、日本の民主主義を考える事業以外では認められない。同事業においては、左記の項目に該当するような効果がないとはいえない発言が行われている可能性がある。そのため、「コンテンツ判定基準方式」によるそのプロセスの評価に委ねることとする。
3－4　NPOのリーダー(同上)や理事、並びに職員は、NPOの言論活動や、その他「言論活動等」の実施に必要な諸活動において、公職選挙で特定の候補者、候補者グループ、あるいは政党を有利にし、あるいは不利にするような選挙活動、政治活動を行ってはいけない。あるいは、それに準ずる発言や行動を行っていない。 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に該当するような活動は行っていない。
4. 政治家候補者の招致・発言								
4－1　NPOは、公職選挙の候補者を、イベントやフォーラムなどの公式の活動等に候補者として招致し、スピーチ等の発言をさせ、あるいは、出版物など公式の媒体において候補者として発言した記事を掲載することは、行っていない。(IRSのガイドライン11に準拠) 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に該当するような活動は行っていない。
4－1－1 ［4－1について▽の場合］その場合には、①NPOは同じ公職を目指す政治家候補者全員に平等に機会を与えていること、②そのイベントやフォーラム等の活動、あるいは、出版物等の媒体における記事が、招致し、発言させた特定の政治家候補者に対して有利、あるいは不利な形で運営、編集されていないこと、③政治家候補者によって議論されるトピックが特定の論点に偏っておらず、議論されている論点において政治家候補者の視点を表現する平等な機会が与えられていること、④政治献金が行われないこと、のいずれの要件も満たされている。(IRSのガイドライン12-15に準拠) 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	上記が「○」と判定された以上、禁止項目に該当するものは見られない。
4－2　NPOは、その公式の活動等や出版物など公式の媒体に、政治家候補者を非候補者の立場(候補者としての立場以外の、①現在就いている公職の立場、②以前就いていた公職の立場、③非政治分野での専門家、有識者、キャリア保持者、経験者としての立場等)で、これを招致し、発言させている。(IRSのガイドライン23に準拠) 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に該当するような活動は全く行っていない。
4－2－1 ［4－2について▽の場合］その際には、以下のいずれの要件も遵守されている。すなわち、①招致された政治家候補者の発言は非候補者としての立場のみに立って行われなければならない。②NPOを代表して発言する者は候補者としての立場やその候補者に係る選挙の話題に触れてはならない。③選挙活動が行われてはならない。④NPOが行うその活動等が選挙における候補者としての発言が行われる場や記事ではないことが明らかでなければならない。(IRSのガイドライン24－26に準拠) 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	上記が「○」と判定された以上、禁止項目に該当するものは見られない。
5. ビジネス活動								
5－1　NPOは、政治家候補者や政党その他の政治団体等に対して、商品、サービス、設備等の提供(販売、貸与等:例えば、メーリングリストの販売や貸し出し、事務所スペースの提供など)を行っている。(IRSのガイドライン36に準拠) 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に該当するような活動は行っていない。
5－1－1 ［5－1について▽の場合］NPOは、特定の政治家候補者や政党その他の政治団体等に対して、下記の判定項目に照らして政治活動への参加または介入と認められるような、商品、サービス、設備等の提供活動を行ってはならない。 ①　商品、サービス、設備等は候補者が平等に利用できるか。 ②　商品、サービス、設備等の提供に係る対価が、NPO組織の慣例または通常の価格体系で設定されているか。特定の候補者や政党その他の政治団体等に有利な設定はなされていないか。 ③　商品、サービス、設備等の提供活動は、NPO組織としての継続的な活動かどうか。特定の候補者や政党その他の政治団体等のためだけに行われるものではないといえるか。(IRSのガイドライン37－40に準拠) 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	上記が「○」と判定された以上、禁止項目に該当するものは見られない。
6. 政策提言活動								
6－1　NPOが行っている「政策提言活動」は、予め特定の政党や政治的な立場に立ち、これを支援する目的のために、あるいは、特定の政党や政治的な立場に反対する目的のために、行っているものではない。 注3) 注意を要する項目	△	△	△	○	△	○	○	「出版・広報宣伝」、及びその他、「言論活動等」の実施に必要な諸活動以外においては、左記の項目に示すような目的は明示されていないものの、結果としてそのような効果があり得ると判定される。従って最終的な判定は、これらに対する「コンテンツ判定基準方式」による評価に委ねることとする。

注1) 定義:以下、「政治家」とは、国会議員、自治体首長、地方議会議員等、選挙によって公職に就いている者をいう。「候補者」は選挙によって「政治家」になることを目指す候補者であり公職選挙期間中において現に候補者となっている者に加え、公職選挙に向けて候補者となることを公言している者、現に「政治家」であっても、次の選挙に出ることを目指す候補者としての立場も含むものとする。

注2) 禁止項目＝「非政治性・非宗教性」を満たすためには必ずクリア(「○」)しなければならない項目

注3) 注意を要する項目＝その要件を満たすのは望ましいが、その要件を満たさないからと言って、直ちに「非政治性・非宗教性」を満たさないとは言い切れない項目

B.「非宗教性」に係るチェック・リストに基づく評価								
1. 宗教活動への参加								
1－a＜禁止項目＞　NPOとして、直接的及び間接的に、特定の宗教団体や宗派、あるいは特定の宗教上の教義や思想を支援、推進するための、いかなる活動にも参加していない。 注2) 禁止項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の項目に該当する活動は全く行っていない。
1－b＜禁止項目＞　NPOとして、特定の宗教団体や宗派に対するいかなる寄付も行っておらず、これらに対する立場についての口頭及び文書によるいかなる公式声明等も行っていない。 注2) 禁止項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の項目に該当する活動は全く行っていない。
2. NPOのリーダーの宗教活動								
2－a　NPOのリーダー(NPOの理事長、あるいは、理事等の役職員のうちその発言がNPOの見解を代表するとみなされるような立場の者)並びに職員が、NPOの公式な出版物等の媒体あるいは公式の活動等において、特定の宗教団体や宗派、あるいは特定の宗教上の教義や思想を支援、推進するようなコメントを行っていることはない。 注2) 禁止項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に該当するようなコメントを行っている事実は認められない。
2－b　NPOのリーダー(同上)並びに職員が、NPOの公式な出版物等の媒体や公式の活動等以外の場において行った発言において、特定の宗教団体や宗派、あるいは特定の宗教上の教義や思想を支援、推進するようなコメントを行っている場合であっても、それがNPOの見方を代表するものではなく、あくまで個人の立場であることが、その状況から明確である。 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に記載されている事項は明確である。
3. 宗教関係者の招致・発言								
3－a　NPOは、宗教団体や特定の宗派に属する宗教関係者を、NPOのイベントやフォーラムなどの公式の活動等に、その宗教団体や宗派の立場で、これを招致し、スピーチ等の発言をさせ、あるいは、出版物など公式の媒体において発言した記事を掲載することがない。 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の項目に該当する活動は全く行っていない。
3－a－1 ［3－aについて▽の場合］その場合には、①その目的が、特定の宗教団体や宗派、あるいは特定の宗教上の教義や思想を支援、推進するためのものではないこと、②そのイベントやフォーラム等の活動、あるいは、出版物等の媒体における記事が、招致し、発言させた特定の宗教関係者の属する宗教団体や宗派を支援する形で運営、編集されていないこと、③宗教団体等に対する寄付が行われないこと、のいずれの要件も満たされている。 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	上記が「○」と判定された以上、禁止項目に該当するものは見られない。
3－b　NPOは、その公式の活動等や出版物など公式の媒体に、宗教団体や特定の宗派に属する宗教関係者を、その宗教とは無関係な立場(宗教関係者としての立場以外の、①現在就いている公職の立場、②以前就いていた公職の立場、③非宗教分野での専門家、有識者、キャリア保持者、経験者としての立場等)で、これを招致し、発言させている。 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の項目に該当する事実はない。
3－b－1 ［3－bについて▽の場合］その際には、以下のいずれの要件も遵守されている。すなわち、①招致し、発言させた宗教関係者の発言は宗教関係者以外の立場のみに立って行われなければならない。②NPOを代表して発言する者は宗教関係者としての立場やその宗教上の教義、思想等の話題に触れてはならない。③宗教活動が行われてはならない。④NPOが行うその活動等が宗教関係者としての発言が行われる場や記事ではないことが明らかでなければならない。 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	上記が「○」と判定された以上、禁止項目に該当するものは見られない。
4. ビジネス活動								
4－a　NPOは、宗教団体や特定の宗派、あるいはこれに属する宗教関係者の立場の者に対して、商品、サービス、設備等の提供(販売、貸与等:例えば、メーリングリストの販売や貸し出し、事務所スペースの提供など)を行っている。 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記の項目に該当する事実はない。
4－a－1 ［4－aについて▽の場合］NPOは、特定の宗教団体や特定の宗派、あるいはこれに属する宗教関係者の立場の者に対して、下記の判定項目に照らして宗教活動への参加と認められるような、商品、サービス、設備等の提供活動を行ってはならない。 ①　商品、サービス、設備等は、宗教団体や宗派、あるいはこれに属する宗教関係者の立場の者が平等に利用できるか。 ②　商品、サービス、設備等の提供に係る対価が、NPO組織の慣例または通常の価格体系で設定されているか。特定の宗教団体や宗派、あるいはこれに属する宗教関係者の立場の者に有利な設定はなされていないか。 ③　商品、サービス、設備等の提供活動は、NPO組織としての継続的な活動かどうか。特定の宗教団体や宗派、あるいはこれに属する宗教関係者の立場の者だけに行われるものではないといえるか。 注2) 禁止項目	－	－	－	－	－	－	－	上記が「○」と判定された以上、禁止項目に該当するものは見られない。
5. 教義・思想の普及・啓発活動								
5－a　NPOが、特定の価値観に基づく教義や思想を提唱し、これを普及し人々を啓発する活動を行った場合、そのNPOの活動は「非宗教性」を満たさないとは断定できない。 注3) 注意を要する項目	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	いずれの事業も左記の項目に該当し得る活動を行っている可能性がある。
5－a－1 ［5－aについて▽の場合］その場合、予め特定の宗教団体や宗派、あるいは特定の宗教上の教義や思想の立場に立ち、これを支援する目的のために行っているものではない。 注3) 注意を要する項目	○	○	○	○	○	○	○	左記に該当するような目的は明示的に掲げていない。